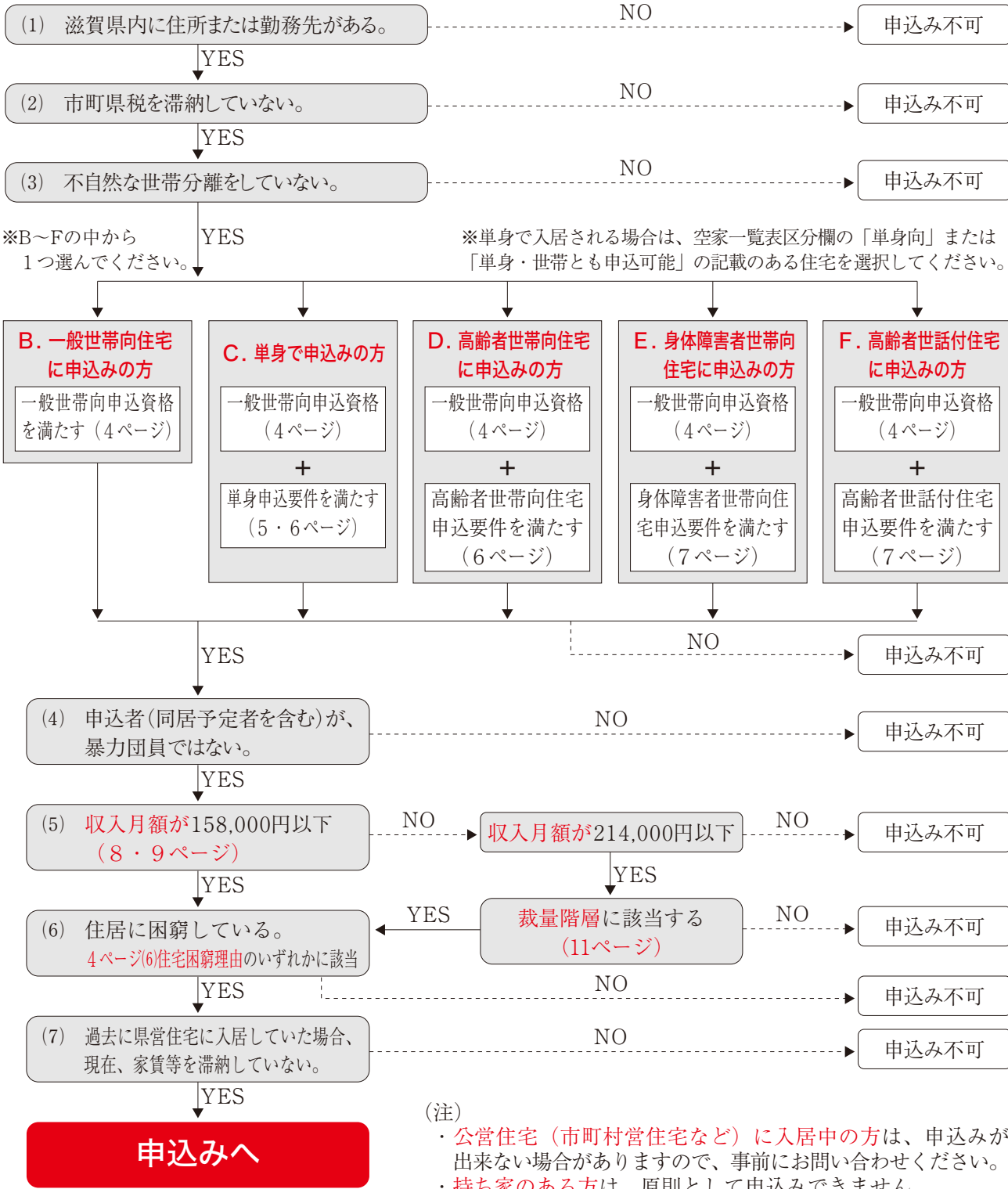


もうしこ  
**3. 申込み**

申込資格を満たしていることを確認した上で、入居資格審査を行い、入居者を決定します。  
(定期募集の場合、当選により入居決定ではありませんのでご注意ください。)

**A. 申込資格の有無を確認するフローチャート (詳細は4ページを参照ください)**



## B. 申込資格について <一般世帯向け申込資格>

※原則 **入居申込受付期間**において、次の(1)から(7)のすべての要件を満たしている方に限ります。

<p>(1) 滋賀県内に住所または勤務地を有すること。</p> <p>(2) 市・町・県税を滞納していないこと。</p> <p>(3) 現に同居し、または同居しようとする親族があること。</p> <p>※社会通念上不自然と思われる世帯分離、家族構成による申込みはできません。          ※離婚を予定している方であっても、離婚が成立していない方は、特別な理由がない限り、原則申込みできません。          ※親権のない未成年の子どもとは、原則として同居できません。</p> <p>(4) 申込者および同居人が暴力団員でないこと。</p> <p>(5) 入居世帯全員の収入月額が、合わせて15万8千円以下であること。</p> <p>(6) 現に住宅に困窮している方。</p> <p>※現在、公営住宅にお住まいの方は、申込みができない場合がありますので、事前にお問い合わせください。          また、持ち家のある方は、原則申込みできません。</p> <p>(7) 県営住宅における家賃等の滞納がないこと。</p>	<p>●申込日現在、住民票または勤務証明書などにより確認できること。</p> <p>●分納誓約をしている方は、申込みできません。</p> <p>●ただし、次の方は申込みことができます。</p> <p>○婚約者のいる方          入居指定日(鍵渡し日)から3か月以内に結婚し、同居可能な場合に限ります。</p> <p>○事実上の婚姻(内縁)関係にある方          同一世帯の住民票により、続柄「未届けの妻(夫)」が確認できる場合に限ります。</p> <p>○【<b>単身申込要件</b>】に該当する方(5・6ページ)          (単身可能住宅のみ)</p> <p>●資格審査において暴力団員に該当するか否かを県警察本部に照会します。</p> <p>●県が定める収入基準に合うかどうかを確かめてください。          (8・9・11ページ)  <b>※収入月額が15万8千円を超える方でも、「裁量階層」(11ページ)に該当する方は、収入月額が21万4千円以下であれば申込みことができます。</b></p> <p>●次のいずれかに該当すること。          (申込書の住宅困窮理由確認欄に該当する番号を記入してください)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 部屋が狭い。(居住部分が1人あたり4.5畳以下の場合)</p> <p>② 住宅がないため親族(婚約者を含む)と同居できない。</p> <p>③ 通勤に片道1時間以上かかる。</p> <p>④ 家賃が高い。(8・9ページで計算した収入月額に対する家賃「権利金を含む」の割合が25%以上の場合)</p> <p>⑤ 家主から正当な理由により立退き要求をうけている。          (自己の責めに帰すべき理由に基づく場合は除く)</p> <p>⑥ 他の世帯と同居し生活上不便である。</p> <p>⑦ 住宅以外の建物または場所に居住している。</p> <p>⑧ 不良住宅に居住し、または炊事場・便所等の施設を共有している。</p> <p>⑨ 裁判上の判決、和解、調停により、住宅明渡し決定済みである。</p> <p>⑩ 立退き問題について、現在裁判所で裁判係争中または借入金超過等のため住宅を明け渡す予定である。          (ただし県営住宅入居予定日迄に住宅の明け渡しを完了できる)</p> </div> <p>●過去に県営住宅に入居していた方は、家賃や以下による住宅の明け渡しにかかる金銭を現在滞納していないこと。          ・家賃滞納 ・無断退去 ・不正入居 ・保管義務違反          ・迷惑行為 等</p>
--	--

## C. 【单身申込要件】（空家一覧表で单身可能住宅を申込み場合）

※ 4 ページ記載の一般世帯向け申込資格の(3)に代わって、次のいずれかに該当する方に限ります。

ただし、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると認められる方は除く。また、家族を不自然に分離して申込みことはできません。

該当番号	世帯要件
① 高齢者	60歳以上の者（申込受付最終日において60歳以上）
② 障害者 障害者基本法第2条に規定する障害者で、その障害の程度が右記に掲げる程度であるもの	(イ) 身体障害者 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級まで (ロ) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級まで (ハ) 知的障害者 (ロ) の精神障害の程度に相当する程度
③ 戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症までまたは表ノ3の第1款症の者
④ 原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている者
⑤ 生活保護の被保護者、中国残留邦人等に係る支援給付受給者	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者、または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている者
⑥ 海外からの引揚者	海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
⑦ ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
⑧ 配偶者からの暴力被害者 (DV被害者)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者または配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの同条に規定する暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの (イ) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護または配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 (ロ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、当該命令が、その効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
⑨ 犯罪被害者	犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等で、当該犯罪等により現に住宅に困窮していることが、明らかであると知事が認める者
⑩ 保護観察中の者	更生保護法第48条に規定する保護観察対象者もしくは売春防止法第26条第1項の規定により保護観察に付されている者または更生保護法第85条第1項に規定する更生緊急保護を受けている者

<p>⑪ 児童養護施設等に入所等 されていた者</p>	<p>次のいずれかに該当する者であって、22歳以下のもの  (ア) 児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う住居に入居していた者  (イ) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは同法第6条の4に規定する里親（同条第2号に規定する養子縁組里親を除く。）に委託されていた者または同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設もしくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者</p>
---------------------------------	--

★単身でも入居できる住宅があるのは、下記の団地です。

あさひが おか いしやま いしやまなみ いしやまがし じんりょう  
朝日が丘(大津市)、石山(大津市)、石山南(大津市)、石山東(大津市)、神領(大津市)、  
やぐら かわづら たしろが いけ きたわき  
矢倉(草津市)、川辺(栗東市)、田代ヶ池(湖南市)、北脇(甲賀市)、  
こじょうが おか くぼ なはらだいに たかかい  
古城ヶ丘(甲賀市)、久保(守山市)、永原第二(野洲市)、鷹飼(近江八幡市)、  
おおもり いまほり えいほ やすいがわ  
大森(東近江市)、今堀(東近江市)、永保(長浜市)、安井川(高島市)

## D. 【高齢者世帯向住宅申込要件】

4 ページ記載の一般世帯向け申込資格に加え、入居世帯が次に該当する必要があります。

- (1) 高齢者世帯向
- ① 60歳以上の単身世帯。(ただし、住宅の規格が、床面積が50㎡未満である単身可能住宅に限る)
  - ② 60歳以上（申込受付最終日において60歳以上）の方、およびその民法上の親族で次のいずれかに該当する方のみからなる世帯。
    - (イ) 配偶者
    - (ロ) 18歳未満の子（申込受付開始日において18歳未満）
    - (ハ) 重度もしくは中度の身体障害者、精神障害者または知的障害者等
- (ニ) おおむね60歳以上の方
- (2) 高齢者同居世帯向
- 60歳以上（申込受付最終日において60歳以上）の方、およびその民法上の親族で次のいずれかに該当する方を含む3名以上の世帯。
- (イ) 配偶者
  - (ロ) 18歳未満の子（申込受付開始日において18歳未満）
  - (ハ) 重度もしくは中度の身体障害者、精神障害者または知的障害者等
- (ニ) おおむね60歳以上の方
- (ホ) 県知事が特に認める方

★高齢者世帯向け住宅があるのは、下記の団地です。

じんりょう いまほり ひがしの なみ かいでいま  
神領(大津市)、今堀(東近江市)、東沼波(彦根市)、開出今(彦根市)

※今堀団地、開出今団地は単身可能住宅があります。

## E. 【身体障害者世帯向住宅申込要件】

4 ページ記載の一般世帯向け申込資格に加え、次のいずれかの要件が必要となります。

(イ) 4 級以上の身体障害者手帳の交付を受け、車イスを常用している方。

(ロ) (イ)に該当する満6歳以上(申込受付最終日において6歳以上)の同居している親族が現にある方。

★身体障害者世帯向住宅があるのは、下記の団地です。

じんりょう 神領 (大津市)、かわづら 川辺 (栗東市)、おおもり 大森 (東近江市)、はっさか 八坂 (彦根市)、  
えいほ 永保 (長浜市)、とのまち 殿町 (長浜市)

★入居者は、入居審査会により決定します。入居審査会で入居者を決定するにあたり、入居予定者として選考された方から、身体機能上恒常的に車イスを必要とする旨が明記された診断書の提出を求められることがあります。

(入居申込みされる場合は、申込書に付いている返信用ハガキは不要です。)

## F. 【高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）申込要件】

★神領団地（大津市）には、高齢者の生活特性に配慮した設備、構造を施した住宅があり、大津市が生活援助員を団地内に派遣して、入居した高齢者の生活相談、安否確認、緊急時の対応等のサービスを提供します。この住宅は、単身あるいは夫婦のみの高齢者世帯等が、地域社会の中で、自立して安全かつ快適な生活を営んでいただくための住宅です。月額家賃の他に、生活援助員派遣費用負担金等の負担が必要です。

4 ページ記載の一般世帯向け申込資格に加え、入居世帯が次に該当する必要があります。

- ① 年齢が60歳以上(申込受付最終日において60歳以上)であって、世帯構成が次のいずれかに該当する方。
  - (イ) 単身世帯
  - (ロ) 55歳以上(申込受付最終日において55歳以上)の配偶者との2人世帯
  - (ハ) 60歳以上(申込受付最終日において60歳以上)の親族との2人世帯
- ② 家族による日常生活の支援が期待できない方。
- ③ 独立して生活するには不安があると認められるが、自力または介護保険制度上による在宅介護サービスが受けられることにより、日常生活動作(自炊および食事・入浴・排泄等)が可能な方。

高齢者世話付住宅があるのは、じんりょう神領団地（大津市）のみです。

★入居者は、入居審査会により決定します。

(入居申込みされる場合は、申込書に付いている返信用ハガキは不要です。)